

# 佐世保工業高等専門学校研究助成金取扱規程

(平成29年9月22日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、佐世保工業高等専門学校（以下「本校」という。）における学術研究に係る助成金の取扱いに関し、必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この規程において研究助成金とは、学術研究又は教育の振興、助成等を目的として、研究助成事業等の募集を行う民間等の助成団体（以下「助成団体」という。）から交付されるもので、寄附金、受託研究費、受託事業費及び共同研究費以外のものをいう。

(経理及び管理の委任)

第3条 研究助成金の交付が決定した申請代表者（以下「研究等代表者」という。）は、別紙様式第1号により、校長に当該研究助成金の経理及び管理を委任しなければならない。  
2 校長は、前項により研究助成金を受入れた場合は、別紙様式第2号により本校出納命令役へ通知するものとする。

(会計経理の基準)

第4条 研究助成金に係る物品購入等の契約、旅費の支給、その他会計経理事務の基準は、独立行政法人国立高等専門学校機構会計規則、独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則、独立行政法人国立高等専門学校機構旅費規則その他関係規則の取扱いに準ずるものとする。

(設備等の寄附等)

第5条 研究等代表者は、研究助成金により設備、備品又は図書（以下「設備等」という。）を取得したときは、直ちにこれを本校に寄附しなければならない。ただし、助成団体が定める規定により研究等代表者が本校に寄附できない設備等を取得したときは、本校における設置使用が承認されたものとみなす。  
2 研究等代表者が他の研究機関に所属することとなる場合で、前項の規定により寄附を行った設備等を当該研究機関において使用することを希望するときは、当該研究等代表者に返還するものとする。

(利子の譲渡)

第6条 研究等代表者は、研究助成金の出納保管に伴い発生した利子は本校に譲渡するものとする。

(雑則)

第7条 校長は、本校における研究助成金の取扱いについて、この規程によりがたい特別な理由があると認められる場合には、その取扱いについて別に定めることができる。  
2 研究助成に関する法令及び独立行政法人国立高等専門学校機構規則等の改正等があった場合には、その改正内容等を踏まえ本規程の見直しを行うものとする。

附 則

この規程は、平成29年9月22日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則（令和2年3月30日）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年11月1日から施行する。